

令和元年度 国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料

納税・納入通知書等を 7月12日(金)に郵送します

国民健康保険税

国民健康保険(以下「国保」)制度は、加入する皆さんが負担し合う国保税と国や都などの補助金を財源に、医療費の一部を負担する助け合いの制度であり、将来にわたり安定的に運営していく必要があります。

国保制度を円滑に運営できるよう、各納期限内納付にご理解・ご協力をお願いします。

軽減措置があります

【低所得世帯に対する軽減措置】

前年中の所得が一定額以下の世帯に対して、均等割を減額(7割、5割または2割)する軽減措置があります。

なお、この措置は、世帯主と国保加入者全員の市民税・都民税の申告、所得税の確定申告等が済んでいないと受けることができません。

【非自発的失業者に係る軽減】

解雇・倒産などの理由による非自発的失業者の方(雇用保険受給資格者証の理由欄の記載が「11、12、21、22、23、31、32、33、34」に該当し、離職年月日に65歳未満であった方)の国保税が軽減されます。

■**軽減内容** 離職日の翌日(国保加入日)の属する月から、その月の属する年度の翌年度末までの間、前年の給与所得を100分の30として、国保税を算定します。

■**申請方法** 雇用保険受給資格者証を持参のうえ、申請書(保険年金課で配布)を提出してください。郵送での申請をご希望の方は、係までお問い合わせください。

【旧被扶養者に係る減免期間の見直し】

旧被扶養者に係る均等割額は、当分の間、5割軽減されることとなりましたが、国保に加入した月から2年経過後の月まで軽減されるよう変更となります。

の間、5割軽減されることとなりましたが、国保に加入した月から2年経過後の月まで軽減されるよう変更となります。

口座振替納付をお勧めします

納付に当たっては、便利で確実な口座振替をご利用ください。忙しくて納めに行く時間がない方にもお勧めです。申し込みは、口座のある金融機関等に預・貯金通帳、金融機関等届出印を持参のうえ手続きをしてください。

【保険年金課窓口での受け付け】

保険年金課窓口でもキャッシュカードで口座振替の申し込みができます。申込書類の記入のほか、キャッシュカードの暗証番号の入力等を行うため、本人の来庁が必要です。取扱金融機関、キャッシュカードの種類(IC専用カード等)によっては受け付けできない場合がありますので、事前にお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

減額免除・分割納付

思わぬ事故や災害、病気、失業などやむを得ない事情により納期限内に納められないときは、お早めにご相談ください。国保税の減額免除(原則として納期限までに要申請)や分割納付が認められる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

なお、申請には、り災証明書、公共料金等の領収書、収入・支出が記載されている金融機関等の通帳等が必要です。

問 税額の内容について=保険年金課国民健康保険係(市役所第二庁舎2階 ☎042-387-9832)、納付について=納税課納税係(同3階 ☎042-387-9823)

介護保険料(65歳以上の方)

今年度の介護保険料の基準額(第5段階)は、月額5,400円(年額64,800円)です。所得段階等で保険料が異なりますので、送付された納入通知書でご確認ください。

シルバーパスの所得確認書類に

70歳以上の方は、介護保険料納入通知書をシルバーパスの新規発行や一斉更新(9月実施)の際に、所得確認書類として使用できません。再発行はできませんので、大切に保管してください。

納付が困難な方は減免等の申請を

災害による住宅や財産の著しい損失、または、所属する世帯の生計の中心になる方の死亡や重大な障がい、長期入院、事業の休廃止等で収入が著しく減少したときは、第1号被保険者の方の申請により、介護保険料の減額・免除または徴収猶予をすることがありますので、お早めにご相談ください。

相談ください。

また、生計の困難な方も、次のいずれかの条件で減額(2分の1)の対象となります。(納期限までに申請が必要です)

▷①~③をすべて満たす場合

①第1号被保険者と生計を一にする方の実収入総額(月額)が、生活保護法に定められた生活扶助基準額(月額)に満たないこと

②第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の所得税・市町村民税や医療保険の被扶養者になっていないこと

③第1号被保険者の属する世帯の預貯金額の総額が、生活扶助基準額の12か月以下であること

▷その方の属する世帯が、著しい生活困窮にあると認められる場合

問 介護福祉課介護保険係・保険料担当(市役所第二庁舎2階 ☎042-387-9921)

後期高齢者医療保険料

保険料の納め方によって、通知書が異なります。

特別徴収(年金天引き)の方

今年度の後期高齢者医療保険料賦課決定通知書(ピンク色の封筒)を送付します。

今回決定した保険料は10月の年金から天引きされます。

4、6、8月の年金天引額は平成29年中の所得を基にした仮徴収額ですが、10月からの天引額は平成30年中の所得を基に改めて計算した確定額です。天引きされる額が変更になる場合がありますので、ご確認ください。

普通徴収(納付書)の方

今年度の後期高齢者医療保険料納入通知書(黄緑色の封筒)を送付します。

付します。

口座振替を希望する方は、同封の後期高齢者医療保険料口座振替依頼書に必要事項を明記のうえ、ご利用の金融機関へお申し込みください。

来年度以降も口座振替の継続を希望する方は、申し出が必要となりますので、口座振替依頼書の控えを保険年金課へご持参ください。すでに申出書を提出している方は不要です。

普通徴収(口座振替)の方

今年度の後期高齢者医療保険料賦課決定通知書(ピンク色の封筒)を送付します。

問 保険年金課高齢者医療係(市役所第二庁舎2階 ☎042-387-9834)

共通

納税・納入通知書等の年度の元号表記が「平成」となっています。「平成31年度」を「令和元年度」と読み替えてご利用ください。

国民年金に関するお知らせ

〈令和元年度国民年金保険料免除・納付猶予申請を7月から受け付け〉

経済的な理由で保険料の納付が困難な方が、申請することにより保険料免除・納付猶予となる制度です。(学生を除く)

【免除制度】
本人・配偶者・世帯主の前年中の所得が一定基準以下の場合、申請が承認されれば、保険料の全額または一部の納付が免除される制度です。

免除が承認された期間は受給資格期間に算入されず。なお、一部免除となった方が、残りの保険料を納付しないと免除が無効となり、将来の老齢基礎年金受給額に反映されませんので、ご注意ください。

【納付猶予制度】
50歳未満の方を対象に、世帯主の所得にかかわらず、本人・配偶者それぞれの前年所得が一定基準以下の場合、申請が承認されれば、保険料納付が猶予される制度です。

■**対象期間** 7月~令和2年6月および申請月の2年1か月前的分まで

■**必要書類** ▽年金手帳▽失業などによる場合は、離職票・雇用保険受給資格者証等

※平成30年度に、全額免除または納付猶予が承認され(失業等を事由とする特例承認を

除く)、翌年度以降も継続申請された方は、令和元年度の申請の必要はありません
問 立川年金事務所(☎042-1523-10352)

〈国民年金は60歳以降でも加入できます〉

国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満のすべての方が加入しなくてはならない制度です。

原則10年以上(免除承認期間等を含む)保険料を納めると65歳から老齢基礎年金を受け取ることが出来ます。万一、10年に満たないと、将来、年金を受給できなくなる場合がありますのでご注意ください。

60歳の時点で、老齢基礎年金を受給できる加入期間を満たしていない方、未納期間・未加入期間があり老齢基礎年金受給額が満額とならない方は、申し出のあった月から65歳到達の前月までの期間、国民年金に任意加入して保険料を納めることができます。

(老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けている方は加入できません)
また、昭和40年4月1日以前生まれの方は、70歳到達の前月までの間で、年金を受給できる加入期間を満たすまで任意加入することができます。

納付方法は、原則口座振替となります。加入希望の方は、国民年金係の窓口までお越しください。

共通

問 保険年金課国民年金係(市役所第二庁舎2階 ☎042-387-9844)